

令和 8 年度整備管理者選任後研修実施要領

関東運輸局 神奈川運輸支局

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 5 及び旅客自動車運送事業運輸規則第 4 6 条に規定する地方運輸局長が行う研修（以下「選任後研修」という。）について、令和 8 年度の実施要領を以下のとおり定め、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成 1 5 年 3 月 1 8 日付け国自整第 2 1 6 号）」に基づき、選任後研修を実施する。

1. 受講対象者

自動車運送事業者のうち神奈川県内に所在する営業所において選任されている整備管理者であって、次のいずれかに該当する方を対象とする。

- (1) 令和 7 年度整備管理者選任後研修を受講していない方
- (2) 整備管理者として新たに選任された方

2. 実施方法

オンライン形式（動画配信）または実地（会場）いずれかの方法を選択して受講する。
※原則はオンライン形式とし、会場での受講はオンライン形式を受講することが難しい方向けとする。

3. 研修実施日、研修会場、及び申込期間

- (1) オンライン形式の場合
 - ・ 関東運輸局及び神奈川運輸支局のホームページに掲載する。
- (2) 実地（会場）の場合
 - ・ 別紙 1 のとおり

4. 申込及び受講方法

- (1) オンライン形式の場合
 - ・ 関東運輸局及び神奈川運輸支局のホームページに掲載する。
- (2) 実地（会場）の場合
 - ・ 別紙 2 のとおり

5. 研修時間

- (1) オンライン形式の場合
 - ・ 3 時間程度（予定）
- (2) 実地（会場）の場合
 - ・ 別紙 1 のとおり

6. 研修内容

- (1) 整備管理者の実務について
- (2) 整備管理者制度について
- (3) 最近の主要法令・通達関係について

7. 研修資料

会場での配布・販売は行わない。必要に応じて、関東運輸局及び神奈川運輸支局のホームページより事前にダウンロードする。

8. 研修修了の証明

- (1) オンライン形式で受講した場合
 - ・研修修了後に研修システムより研修修了証をダウンロードする。
- (2) 実地（会場）で受講した場合
 - ・研修修了後に様式2の受講証明を交付する。

9. その他

- (1) 天災等により研修の実施が著しく困難になった場合は、実地（会場）での研修を中止する。
- (2) 前項による中止の際は、神奈川運輸支局ホームページに掲載する。